

会計年度及び会計の区分

1 会計年度

- ・会計年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間です（地方自治法第208条）。
- ・会計年度とは、普通地方公共団体の歳入（会計年度内の収入の総額）と歳出（会計年度内の支出の総額）を計算し、その結果がどうなっているのかを明確にするために設けられた期間です。
- ・各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充てなければいけません。これを「会計年度独立の原則」といいますが、いくつかの例外があります。

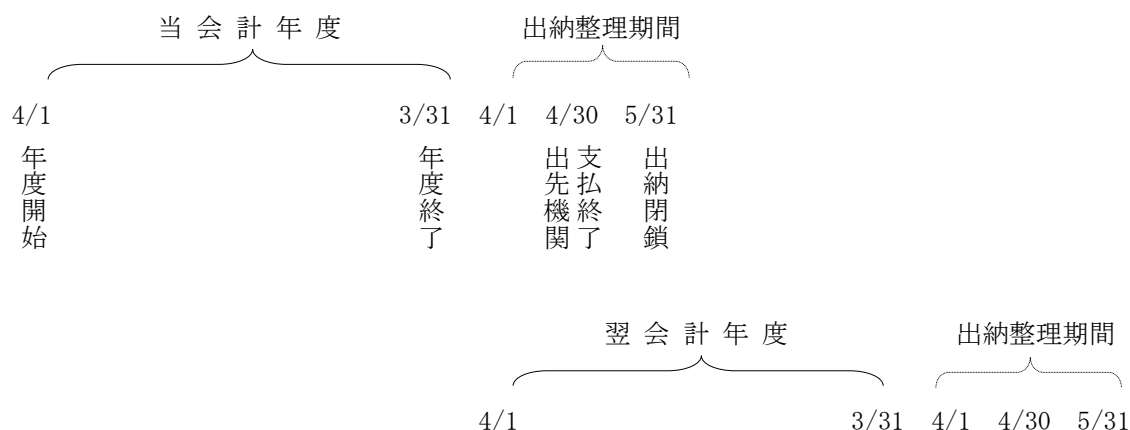
参考 例外規定

- ・継続費の通次繰越し（地方自治法第212条、同施行令第145条）
- ・繰越明許費（地方自治法第213条、同施行令第146条）
- ・事故繰越し（地方自治法第220条第3項、同施行令第150条第3項）
- ・過年度収入及び過年度支出（地方自治法第243条の5、同施行令第160条、第165条の7）
- ・翌年度歳入の繰上充用（地方自治法第243条の5、同施行令第166条の2）
- ・歳計剰余金の編入（地方自治法第233条の2）

2 出納の閉鎖

- ・各会計年度の出納（現金の受入れと払出し）は、翌年度の5月31日（出納閉鎖期日）をもって閉鎖（締切り）されます（地方自治法第235条の5）。
- ・各会計年度は、3月31日で終わりますが、会計年度中に発生した支出や収入の原因について、3月31日までに実際の支払や受入れが終わらない場合があるため、これを整理するための期間（4月1日から5月31日までの2ヶ月間）が設けられています。この期間のことを「出納整理期間」といいます。
- ・北海道においては、出先機関における歳出金の支払に限って、出納閉鎖期日より1ヶ月早い4月30日までに終わらせることにしています（北海道財務規則第17条）。

※参 考



3 会計年度所属区分

- ・会計年度所属区分とは、日々発生する収入又は支出について、いずれの会計年度の歳入とし、又は歳出とするかを決定する基準のことをいいます。
- ・収入又は支出について、会計年度の所属を区分する理由は、会計年度独立の原則があることによります。
- ・会計年度所属区分は、地方自治法施行令に規定されています。
 - (1) 歳入の所属年度の区分…地方自治法施行令第 142 条
 - (2) 歳出の所属年度の区分…地方自治法施行令第 143 条

4 会計の区分

- ・普通地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」の二つに区分されます（地方自治法第 209 条）。
- ・一般会計とは、特別会計で経理する歳入と歳出を除く全ての歳入と歳出を経理する会計をいいます。
- ・特別会計とは、特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計と分離して経理するために設けられる会計をいいます。